

**ご好評につき再演決定！**

# 不動産賃貸借・保証・取引における 民法改正（債権法改正）の実務対応

～不動産賃貸借・賃貸保証・約款 & 売買の実務対応・契約条項例解説～

さるくらけんじ

講師 **猿倉健司氏** 牛島総合法律事務所 弁護士

日時 平成30年12月12日（水）午後1時30分～午後4時30分

2017年に民法（債権法）の改正法案が成立し、2020年4月に施行されることが決まりました。制定以来、約120年ぶりの大改正とも言われ、不動産取引実務、特に不動産賃貸借や不動産売買（不動産投資）に与える影響も少なくありません。しかしながら、実務上、具体的にどのような対応が必要となるのかについては、いまだ十分な議論がなされていない状況です。

本セミナーでは、改正民法が、不動産賃貸借（賃貸保証や取引契約約款を含む）や不動産売買の実務に与える影響について解説した上で、具体的にどのような実務対応が必要となるのかについて、契約条項例も示しながら解説いたします。

## 1. 不動産賃貸借・売買実務に関連する重要な民法改正のポイント

### (1) 不動産賃貸借

敷金・保証金、修繕義務・賃借人の修繕権、原状回復義務、転貸借（サブリース）、一部使用不能等による賃料減額、減収による賃料減額、賃貸人たる地位の移転（敷金等の承継）、妨害停止等請求、費用等請求の期間制限など

### (2) 保証・定型約款（賃貸借に関するもの）

### (3) 不動産売買

契約不適合責任（追完・修補請求、代金減額請求）、損害賠償、契約解除、責任期間制限（通知期間制限、消滅時効等）、責任制限特約、関連法の改正など

## 2. 改正民法を踏まえた実務対応のポイント（契約条項例付き）

### (1) 不動産賃貸借

法改正に伴う契約条項（特約）の修正、交渉のポイント、デューディリジェンス、賃貸物件での民泊事業の問題

### (2) 不動産賃貸保証（不動産ローン保証含む）・賃貸借契約約款

必要なプロセス（極度額設定、公正証書作成、情報提供義務）、賃貸借契約約款の修正

### (3) 不動産売買

法改正に伴う契約条項（特約）の修正、表明保証条項・調査対策条項の規定、デューディリジェンス・インスペクション、交渉のポイント

**本セミナーにつきましては、法律事務所所属の方のお申し込みはご遠慮願います。**

#### 講師の略歴

早稲田大学法学部卒。2007年第二東京弁護士会登録。牛島総合法律事務所勤務。  
不動産・環境法分野では、主に再開発に伴う工場跡地や土壌汚染・廃棄物地の取引及び紛争、大規模ホールや商業ビル・マンションの建築紛争を中心に取扱う。近時、『不動産再開発の法務（都市再開発、マンション建替え・工場跡地開発の紛争予防）』（商事法務、2017年）を共同で執筆した他、Business Law Journal (LexisNexis)、ビジネス法務（中央経済社）、Business Lawyers（弁護士ドットコム）等で不動産取引・建物建築紛争等に関する記事を数多く執筆、講演セミナーも。

※録音・ビデオ撮影はご遠慮下さい。

■主催 **経営調査研究会**  
■後援 **金融財務研究会**  
https://www.kinyu.co.jp

Facebook : <https://www.facebook.com/keichoken>

Twitter : <https://twitter.com/#!/keichoken>

Blog : <https://kinyu.co.jp/blog/>



開催日

平成30年12月12日(水)  
13:30~16:30

会場

茅場町・グリーンヒルビル  
金融財務研究会本社 セミナールーム  
東京都中央区日本橋茅場町 1-10-8  
TEL 03-5651-2030  
地下鉄東西線・日比谷線 茅場町駅  
6番出口より徒歩1分  
(開場は開演の30分前です。)

参加費

1名につき34,200円  
(消費税、参考資料を含む)  
1社2名以上同時に参加お申込みいた  
だいた場合、お2人目から1名につき29,000円。追加申込みの場合は  
その旨ご記入下さい。

申込先

経営調査研究会 ホームページ <https://www.kinyu.co.jp/>  
〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 1-10-8 グリーンヒルビル  
TEL 03-5651-2033 FAX 03-5695-8005

申込方法

ファックス又は郵便にて参加申込書をお送り下さい。上記ホームページの申込欄  
からもお申しいただけます。折り返し、受講証と請求書を郵送致します。参加費は下  
記の普通預金口座に開催日前日までにお振込み下さい。(但し経理の都合等で間に  
合わない場合は、ご連絡いただければお待ちいたします。)参加費の払戻しは致し  
ませんので申し込まれた方がご都合の悪い時は代理の方がご出席下さい。又当日ご  
参加になれなかった場合、当社および金融財務研究会主催の他のセミナーに無料  
でご出席いただけます。(但し新しいセミナーの参加費との差額が2,000円以上の時  
は差額をお支払いいただきます。また、振替は1年以内にお問い合わせいたします。)  
ご記入いただきました個人情報、当社および関係会社の受講者名簿の整備や今後開催される  
セミナーのご案内等に使用します。

振込口座

普通預金 口座名 (株)経営調査研究会

三菱UFJ銀行 八重洲通支店 0602180 三井住友銀行 東京中央支店 3207281  
みずほ銀行 京橋支店 1813877 三菱UFJ信託銀行 日本橋支店 1979947

----- 切らずにこのままお送り下さい -----

不動産賃貸借・保証・取引における  
民法改正(債権法改正)の実務対応

12/12

◆参加申込書◆

FAX 03-5695-8005

平成30年 月 日

ご連絡・講師へのご質問等ご記入下さい  *セミナーコード 2345 (Law-302345)	会社名	TEL FAX		
	所在地	E-Mail 〒		
	参加者ご氏名	部課名		
	〃	〃		
	〃	〃		
	〃	〃		
	書類送付先 (同上の場合記入不要)	ご担当者 TEL	部課名 FAX	

お申込の翌日には「受講証・請求書」を発送しておりますが、お手元に届かない場合は、弊社までご連絡下さい。